松代公民館新聞
発行所
長野県東筑摩郡松代村大字松代
松代公民館
編輯兼発行人
館長　佐藤秀雄
印刷所
鈴木印刷所
長野県東筑摩郡松代村松代2075
電話松代26番

火乃用心

村議員等報酬も費用弁償も緊縮
教育費が總予算の五十三%
緊縮一番の村財政

去る四月十日より松代村第二回臨時村議會が松代村役場に招集され四月二日迄四日間に亘つて次の事項が議決された。

一、松代村報酬額及費用弁償額並その支給方法に関する條例設定の件
二、松代村給料額及旅費額並その支給方法に関する條例中改正條例設定の件
三、松代村税賦課徴收條例設定の件
四、寄附採納に関する件
五、起債に関する件
六、伊沢小学校滝沢分校新築の件
七、昭和二十七年度松代村歳入歳出予算議定の件
八、松代村国民健康條例中改正條例設定の件
九、松代村国民健康保險税條例設定の件
十、昭和二十七年度本村国民健康保險特別会計歳入歳出予算議定の件
十一、村役支庫の爲一時借入金に関する件
十二、費用流用に関する件
十三、臨時出納検査立会議員選挙の件
十四、收入役代理選任について同意を求むるの件
十五、報告事項

一、松代村財産報告、昭和二十六年度松代村事務報告

以上の通りであるが上程議案中主なものゝ概要は次の通り

三、松代村民税臨時増徴條例は次の通り
東頸城郡松代村村民税及び固定資産税臨時増徴條例
第一條昭和二十七年度に限りこの條例の定めるところにより、村民税及び固定資産税の税率を増徴する
第二條臨時に増徴すべき村民税及び固定資産税の税率は、地方財政平衡交付金六百万円税外收入つまり戸籍手数料高等学校授業料其他の雑收入を併せて三十二万二千円国縣支出金三十万円合計一千百十二万二千円が見込まれたのである。

村行財政の見通し

終戦以來教育の整備拡充に診療所に役場建築に多事な数年間であつた村民各位の絶大なる協力に深く感謝致しておるものであります。

昨年來よりの物價高騰等の通常村議会も三月二十九日開幕四日間を以つて終了した。此の議會中、十数の議案中、本年度予算に審議の重点は末解決の儘にあり本年度村行財政事情を検討する。

健康保険に診療所建築に千円が見込まれたのである。健康保険も医療単価の改正の振興策等にも考えねばならぬ。

一方特別会計たる国民策等に順応する全山線化産業の国縣地方公共団体との事務の再分配による自治体の強化財政平衡交付金制度の合理化行政の簡捷化等に依て納付せられたものを本年は村の目的税を創設して保険税賦課徴收條例第二十三條及び第四十二條の規定により徴收する。

第四條この條例に定めるものを除くの外、増徴すべき村民税及び固定資産税の賦課徴收に関しては村民税賦課徴收條例の定めるところによる

附　則

この條例は、昭和二十七年度村税に限り適用する。

◎昭和二十七年度予算

歳入之部

一、村税	六、三三九、一五三円
二、地方財政平衡交付金	六、〇〇〇、〇〇〇円

付金六百万円税外收入つまり戸籍手数料高等学校授業料其他の雑收入を併せて三十二万二千円国縣支出金三十万円合計一千百十二万二千円が見込まれたのである。健康保険も医療単価の改正の振興策等にも考えねばならぬ。

一方特別会計たる国民策等に順応する全山線化産業の国縣地方公共団体との事務の再分配による自治体の強化財政平衡交付金制度の合理化行政の簡捷化等に依て納付せられたものを本年は村の目的税を創設して保険税賦課徴收條例第二十三條及び第四十二條の規定により徴收する。

第四條この條例に定めるものを除くの外、増徴すべき村民税及び固定資産税の賦課徴收に関しては村民税賦課徴收條例の定めるところによる

附　則

この條例は、昭和二十七年度村税に限り適用する。

◎昭和二十七年度予算

歳入之部

一、村税	六、三三九、一五三円
二、地方財政平衡交付金	六、〇〇〇、〇〇〇円
三、土木費	三、〇〇〇、〇〇〇円
四、教育費	二、〇〇〇、〇〇〇円
五、消防費	三、三三九、一五三円
六、役場費	一、〇〇〇、〇〇〇円
七、寄附金	三、〇〇〇、〇〇〇円
八、雑収入	二、〇〇〇、〇〇〇円
九、繰越金	一、〇〇〇、〇〇〇円
十、財産収入	一、〇〇〇、〇〇〇円
十一、使用料及手数料	一、〇〇〇、〇〇〇円
十二、国庫支出金	二、〇〇〇、〇〇〇円
十三、県支出金	二、〇〇〇、〇〇〇円
十四、繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇円
十五、歳入合計	四、〇〇〇、〇〇〇円

歳出之部

一、議会費	一、〇〇〇、〇〇〇円
二、役場費	三、三三九、一五三円
三、消防費	二、〇〇〇、〇〇〇円
四、土木費	五、〇〇〇、〇〇〇円
五、教育費	一、〇〇〇、〇〇〇円
六、社会労働施設費	八、〇〇〇、〇〇〇円
七、産業経営費	二、〇〇〇、〇〇〇円
八、公債費	二、〇〇〇、〇〇〇円
九、財産調査費	一、〇〇〇、〇〇〇円
十、統計調査費	一、〇〇〇、〇〇〇円
十一、選挙費	一、〇〇〇、〇〇〇円
十二、地方債償還費	二、〇〇〇、〇〇〇円
十三、諸支出金	二、〇〇〇、〇〇〇円
十四、予備費	一、〇〇〇、〇〇〇円
十五、歳出合計	四、〇〇〇、〇〇〇円

▼当村国民健康保険税條例紙面の都合省略いたします

昭和二十七年度国民特別会計予算

歳入の部

一、国民健康保険税	一、〇〇〇、〇〇〇円
二、一部負担金	二、〇〇〇、〇〇〇円
三、財産収入	三、〇〇〇、〇〇〇円
四、使用料及手数料	四、〇〇〇、〇〇〇円
五、国庫支出金	五、〇〇〇、〇〇〇円
六、県支出金	六、〇〇〇、〇〇〇円
七、繰入金	七、〇〇〇、〇〇〇円
八、繰越金	八、〇〇〇、〇〇〇円
九、歳入合計	九、〇〇〇、〇〇〇円

歳出の部

一、役場費	一、〇〇〇、〇〇〇円
二、給与費	二、〇〇〇、〇〇〇円
三、保健費	三、〇〇〇、〇〇〇円
四、施設費	四、〇〇〇、〇〇〇円
五、公債費	五、〇〇〇、〇〇〇円
六、財産費	六、〇〇〇、〇〇〇円
七、諸支出金	七、〇〇〇、〇〇〇円
八、予備費	八、〇〇〇、〇〇〇円
九、歳出合計	九、〇〇〇、〇〇〇円

高校生涙を流して村長さんと懇談
離行を續けた八間案通る

中学校屋内運動場新築の件については一度議題に上る協議する事となつた。

は左の通りとする

一、村民税

均等割　個人……一〇〇円　法人……八〇〇円

所得割　個人

五万円以下の金額——百分の一、四
五万円を超える金額——百分の一、七五
八万円を超える金額——百分の二、一〇
十万円を超える金額——百分の二、四五
十二万円を超える金額——百分の二、八〇
十五万円を超える金額——百分の一、九〇
二十万円を超える金額——百分の一、〇〇
五十万円を超える金額——百分の〇、一

二、固定資産税……百分の〇、六

第三條前條の税率によつて算出した市町村民税及び固定資産税は村税賦課徴收條例第二十三條及び第四十二條の規定に夫々合算して第二十六條及び第四十四條の規定により徴收する

第四條この條例に定めるものを除くの外、増徴すべき村民税及び固定資産税の賦課徴收に関しては村民税賦課徴收條例の定めるところによる

附　則

この條例は、昭和二十七年度村税に限り適用する。

◎昭和二十七年度予算

歳入之部

一、村税	六、三三九、一五三円
二、地方財政平衡交付金	六、〇〇〇、〇〇〇円

市町村民税申告は四月三十日まで
第一回嘱託員会

第一回嘱託員会は四月十一日役場で開会されその審議事項は次の通り

一、市町村民税の申告について

市町村民税の申告を毎年四月三十日までに松代村長に提出しなければなりません

①松代村内に住所を有する個人

②松代村内に事務所事業所家屋数を有する個人で松代村内に住所を有しない者

③松代村内に事務所事業所を有する法人

又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの

而しあなたが次の各号に該当する場合は非課税の取扱になります

①前年度中に於て所得を有しなかつた者

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

③前年中の所得が十万円以下である不具者、未成年者、寡婦でその家族中に家業專従者を有しない者

市町村民税は左の二つより構成されます

所得割

所得税法に依る所得の計算に依り基礎控除をした額が課税標準となります

社会の構成員としてその責任の一部を負担する意味に於て成年者であるならばすべての人が負担しなければなりません

個人　四〇〇円　法人二〇〇円

均等割

而し次の様な場合は均等割は軽減されます

①均等割を納付する義務がある扶養親族二人以上を有する者

㋑扶養親族二人以上三人までの者　五〇円
㋺〃　四人以上五人〃　八〇円

②前号の扶養親族一人について　二〇円

③村民税の納税義務者その他の親族が経営する事業から生ずる所得を有しないことに依り所得税法第十一條の一に依つて所得がないとみなされる者　五〇円

所得割の計算

所得割の計算は総所得金額より基礎控除した残額に次の税率を乗じて算出します。

課税所得	税率
五万未満	五%
五万——八万	六、二五〃
八万——拾万	八、七五〃
拾万——拾五万	一〇〃
拾五万——拾万	一二、八五〃
拾万——拾五万	一五、七五〃
拾五万——拾万	一八、七五〃
拾万——拾五万	二一、〇〇〃
拾五万——拾万	二三、七五〃
拾万以上	二五、〇〇〃

控除額

一人に就て	六二五、〇〇〇円
二人〃	一、二五〇、〇〇〇円
三人〃	二、八七五、〇〇〇円
四人〃	三、七五〇、〇〇〇円

そして更に税額より扶養控除一人に就て百円づゝ控除することに成つております。

※例を挙げれば次のような計算に成ります。

課税所得十万円で扶養家族三人の人市町村民税（均当割の納税義務者が申告者以外に二人有つた場合）

所得割　100000×8.75/100＝6750－2875（扶養控除）＝5870

均等割　申告者450＋700（均等割納税者2人分）＝1,050

5870＋1050＝6,920円市町村民税6920円

村民税所得計算の標準は次の基準に依ります

種目	標準	準拠
田	石当り四五九〇円	一俵当り 三〇円
畑	反当り三八〇〇円	収入金の 八〇%
桑畑	反当り二九〇〇円	〃
豚（肉用）	頭当り三五〇〇円	〃
仔豚	二二〇〇円	〃
和牛（牝）収入金より	一〇〇〇円	五年度米の追拂
〃（牝）を控除した残額の	五〇%	三年度米の追拂
〃（牝）	五〇%	三年度米の早期
繭	一頭当り 二〇〇円	牛馬費控除
〃（仔）	一頭当り 二〇〇円	牛 三〇〇〇円 馬 二〇〇〇円
〃（仔）	一頭当り 二〇〇円	五年度米の超過供出
〃（仔）	一頭当り 二〇〇円	五年度米の追拂
〃（仔）	一頭当り 二〇〇円	三年度米の追拂
〃（仔）	一頭当り 二〇〇円	三年度米の早期
木炭（白炭）	一俵（二〇貫）	二〇円
〃（黒炭）	〃（二〇貫）	二〇円
養鶏	成鶏 一羽	二〇円
〃	雛 一羽	二〇円
〃	雛 一羽	二〇円

連絡（國民健康保險）

1 医師の診察をうけるときは必ず受診証を提出して下さい

イ 受診証の提出がないため整理に困難であり又間違いがおこりお互に迷惑である。

ロ 職場の社会保險と村の国民健康保險とに二重加入されている方は職場と村の発行してある保険証又は受診券二枚必ず出して診察をうけて下さい

2 人工妊娠中絶について

従來は経済的理由によるもの以外は総て保険給付（保険で助成）の範囲内としていましたが今後から経済的理由は勿論妊娠に付随する単なる妊娠悪阻、貧血等の理由による人工妊娠中絶は保険では給付いたしません。

3 結核患者の公費負担

昨年に十月から実施されたことゝ政府の予算が少なかつた為本村では只名のしかこの法の適用をうけなかつた。

が本年度から（四月一日）新らしく申請できます。

この公費負担に対する病名及び治療範囲は少ない。が治療費は多額を要するものですから申請する方は役場が医師に相談してこの手続をとり治療費の経済と早期治療をおすゝめします。

この指定医療機関は高田中央病院十日町病院（長野県病院）

五成人式挙行について

五月三日講和独立記念日に挙行の予定

細部は各字青年會長に依頼してあるから御聞合下さい。

該当者は自昭和六年一月一日至昭和六年十二月三一日の出生した男女

六昭和二十七年度日赤募金について

全村御協力を願います各字嘱託員に細部続報してありますから御聞合せ下さい

七その他連絡事項は次の通り

産業經濟版

増産の爲の苗代準備

愈々苗代時期となりました作付を加減されるべきかと今月下旬には待望の講和條約が発効する如く傳えられ早害を受ける心配のある処思われますし今年も早期に居りますが独立后の日本は早生種で比較的旱魃に強く自給度を高めることが重要とされますので国でも今年は増産目標を樹て之が達成のため色々対策を講じて居る様子です。併し何とか増収の先決條件は『苗の種子に共通することです作り』にゐろうかと思われます。

一、種籾の選種　総て品種が純粋で良く実しますので今年の苗代には特に慎重を期すとともに従来の経験を充分に活かして立派な苗を育てゝ増収を図つていたゞきたい。そこで苗代作業中留意すべき点は、

一、種籾の準備　昨年は旱魃のため水田の大半が早に測定する（粳の無芒種は害を受け地力を相当消耗し一、一二粳の有芒種及糯種薬剤が各部落に配布されまし鈍つて肥効が劣りますから大切です。今年は多肥性の品種（北陸一号、新五号等）は幾分無芒種の場合は食塩一貫二〇〇匁粳の荷芒種及糯種の場合は八一〇匁位を入れゝ〇時間浸漬し（但し水温摂氏十四度の場合で水選がこれより一度上下する毎に一時間増減する）直ちに播く場合は生乾きのものを播いても良いし苗代準備が間に合わぬ場合は水浸を続けたものでもよいが芽の出かけたものは本村でも各地に稲熱病が発生したし種籾の表面には『いもち病菌』以外に苗腐病（おとこ苗）菌等色々の病菌が附着していると苗が大部分腐って了つたり、（おとこ苗）が沢山生えたり苗稲熱病に罹つたりします。村の農協、共済組合では之が消毒用の薬剤をここ二、三年無償で配布し初期の色々な障碍から発育して発育も良い訳だから保温抵抗苗代に限らず普通苗代に加里に不足しています。

四、芽出し播き　種籾は播いたらすぐ芽や根の生育を始めるようなのが苗代に適する様です。芽出しの方法は色々ありますが一番簡単でこの場合種籾を入れた袋が湯に着かなかつた床面は出来るだけ水平にしておけば発根も促すことができる。但し湯の温度は四二度内外の管理に細心の注意を拂つて良苗を育てゝ下さい（人間の入る温度）より昇

⚠忘れやすい燐酸と加里⚠

一十二ヵ月は四十分の一を与える。調理法は練餌にして毎に七十円増と決りました。

ウスブルンの千倍液に一〇時間浸漬し（但し水温摂氏十四度の場合で水選がこれより一度上下する毎に一時間増減する）直ちに播く場合は生乾きのものを播いても良いし苗代準備が間に合わぬ場合は水浸を続けたものでもよいが芽の出かけたものは消毒すると害があるから消毒する前に実施し用具は木制のものを使用しなければならない―金属性のものは腐蝕する―

四、芽出し播き　種籾は播いたらすぐ芽や根の生育を始めるようなのが苗代に適する様です。芽出しの方法は色々ありますが一番簡単でこの場合種籾を入れた袋が湯に着かなかつた床面は出来るだけ水平にしておけば発根も促すことができる。但し湯の温度は四二度内外の管理に細心の注意を拂つて良苗を育てゝ下さい（人間の入る温度）より昇

⚠忘れやすい燐酸と加里⚠

一十二ヵ月は四十分の一を与える。調理法は練餌にして毎に七十円増と決りました。

五、苗代肥料と整地　苗代肥料は人間に例をとれば丁度生れてから小学校へ上る迄位の最も生長の旺んな時期の栄養に相当するので各要素の均衡を欠くと健全な生育が出来ず病害虫に対する低抗力も低くなります。施用の割合は前号で述べた通りですが一般に当地方では窒素偏重で燐酸、加里に乏しく極端の場合は下肥一点張りのものや石灰窒素だけのものがあり危険千万であるばかりでなくこの様な苗では決して増収は見込まれません。特に永年同一の苗代を使つている場合は一加里に不足しています。

◎離乳后の仔豚育成について

▼苗代の準備へ

生活改善は台所から

ビタミンの役目

もし各種の栄養素を完全に食べてもビタミンが不足すれば機械の油が切れたと同様で円滑に活動する事が出来なくなります。

ビタミンが不足すると、

▼肥料配給の準備は出來て居ります

寒消と共に肥料は直ちに各部落へ届けるべく万全の準備が整いました。

各家庭では春肥の大部分は秋の中に手当済ですし今年配給する分も早期申込みの為時価より比較しても格安に配給出来ると思います。尚肥料計画を再検討して不足分は家組合長を通じ至急申し出下さい。

秋落田

化加里を

台所でもつてきた

◎代々まもつてきた

農村家庭雑誌

『家の光』について

『家の光』は二十七年の長い歴史をもち農村文化向上と農業協同組合の発達を目的として発行されている日本で唯一の組合員の家庭雑誌です。未購読の方は早速組合へお申込みになる事をお奨めいたします。

購読料一ヶ月六五円

▼加里を使つてます健苗

生活改善は台所から

ビタミンの役目

A発育がとまる、夜盲症、病気に対する抵抗力がへる			
B1だるくてたまらない、やたらにねむい、脚気むくみになる。			
B2発育が止まる、食慾がなくなる口角炎や皮膚炎を起す。			
C皮下出血を起したり歯ぐきから出血する。			

手近にある野菜穀類から、一日必要量のビタミン類をとるには

Aをとるには一日に			
三寸人参なら	一本		
胡瓜(大)なら	二〇本		
白菜(大)	一株		
玉菜外葉ウス緑	八枚		
頂いた爲時価より比較して			

玉菜	大葉		
大根中位			
ジャガイモ	中		
ニンジン			
モヤシ			
玉葱			
白菜	大葉		
Aと○をとるには	一日に		
夏菜大きく	一にぎり		
巣南瓜	一片		
ほうれん草	軽く一にぎり		
トマト	大	三コ	
小松菜	かるく一にぎり		

（以上「家の光」に依る）

◎代々まもつてきた台所です

正油の良―悪を一番よく知る者は必ず出す必需品です。

良い正油を上手に使いビタミンの配合を適切にして食生活を潤わすのは主婦の義務

農村家庭雑誌

『家の光』について

『家の光』は二十七年の長い歴史をもち農村文化向上と農業協同組合の発達を目的として発行されている日本

ウジの発生予防法

私の家では夏みかん、みかんなどの皮を捨てずに乾燥して貯えておきウジの発生する季節になつたら便所の汲み取り後便つぼの中へ皮を入れて置きますが悪臭を防ぎ肥効もよくウジは絶対にわきません。おためしください。

▼お茶は一年を通じて毎日呑むものであり又人が来たり時は必ず出す必需品です。

農村家庭雑誌

『家の光』について

『家の光』は二十七年の長い歴史をもち農村文化向上と農業協同組合の発達を目的として発行されている日本

郵便貯金いろはは附

標語懸賞募集

イ　応募規定

1　郵便貯金の奨励と貯蓄思想の普及を内容としたものであること

2　標語の上部にいろは別の一字を書き入れ○で囲むこと

3　を、ゑ、ゐ、んの文字は除く

4　自作のもので未発表のものであること

5　用紙は官製はがきとし一枚に五句以内とする（一人何枚でもよい）

ロ　募資格

長野、新潟両県の居住者であること

ハ　賞

各最高優秀作（いろは別に五句十四點）には賞品賞状四月三十日

ホ　宛先

長野局区内長野市栗田長野郵政局貯金部奨励課栗鳥募集係

鶏卵出荷標語入選者発表

鶏卵出荷の標語募集に当り数多数頂き有難う御座いました。優秀な作品が沢山有りましたので審査の結果左の方が入選致しましたのでお知せ致します

一等　新鮮な卵の出荷は郷土のほこり　遂平　若井鷹之助

二等　都まで卵知らせ我が郷土一寸待て汚卵は無いかが傷ないか　小荒戸　宮沢和平

三等　今日も又きれいな卵で明るい出荷　松代　関谷邦雄

〃　新鮮な鶏卵出荷で家計をたすけやがて郷土の名産に　小屋丸柳克治

〃　何時もきれいに売る卵　松代　関谷実

〃　あなたも私も一緒に出そう売り良い質よい松代鶏卵　松代　鈴木周平

〃　商品だ買ふ身になつてきれいに鷄　遂平　小堺正雄

〃　一に新鮮二に美麗市場に君臨　松代　田沢市川愚案

〃　産卵は安全衛生的でがけ崩れ地すべりのおそれあり　寺崎峰吉

〃　敷地は安全衛生的でがけ崩れ地すべりのおそれあり　寺崎峰吉

〃　所は防火の施設をすること　東山山岸広初

〃　道路及び周囲の土地は美麗に排水出来ること　大伏松山培次

〃　高所は汲取口の高さが三寸以上で井戸より十六尺以上離れていること　孟地若月信次

〃　便所は出来るだけ高所に新鮮二に美麗市場に君臨　松代　田沢市川愚案

〃　寺崎峰吉　遂平若井鷹作　海老石沢昌

〃　東山山岸広初　海老石沢昌

〃　大伏松山培次　孟地若月信次

〃　桐山山岸武保　滝沢佐藤次郎吉　中子齊木

〃　飛瀬石沢亀久松　倉下小山

我家の設計

建築基準法とは

建築物の敷地及び構造設備及び用途について最低の基準を定めて国民の生命健康及び財産の保護を図り公共の福祉増進を目的とする法律です。

建築物や工作物や官庁旅館等は特殊建築物と言い建築士が設計し許可を受けた建築士に建てることになつています。

一般住宅については一日より一般住宅の開放延坪四十五坪以上になると建築士より設計してもらわなければならないことになりました。

何今迄とかわりはないが建築士必要な部分を次に簡條書きに書いて見ます。

一、敷地は安全衛生的でがけ崩れ地すべりのおそれあり

二、敷地は防火の施設をすること

三、道路及び周囲の土地は美麗に排水出来ること

四、便所は汲取口の高さが三寸以上で井戸より十六尺以上離れていること

五、すみ柱は通柱とすること

六、居室は最低地坪の一割以上の窓をつけ天井の高さは七尺以上、床下にねずみが入らず空気の通う様にすること。

階段は踏板七寸以上高さ七寸二分以下で、高さ十六尺以上の階段は踊場をつけること

地震風圧に対して筋がいを用いること

煙突は屋根より二尺から二尺か三尺の高さに

三階以上の建物は木造だけでは造れないこと。

松代村嘱託員

松代関谷彦衛　小荒戸益原

太平富沢五作　宮沢

田沢市川瓦義

刈関谷邦一　池之畑

小屋丸　市川元策

市川軍平　下山宮沢三二郎

松代村役場

佐藤利平　池尻関谷

菊治　会沢万助正雄　清水

桐山小山徳三郎

寺崎藤吉　遂平若井重作

東山山岸広初　海老石沢昌

大伏松山培次　孟地若

美

月信次　桐山山岸武保

滝沢佐藤次郎吉　中子齊木

飛瀬一郎　島柳藤

石沢亀久松　倉下小山